

官民競争入札等監理委員会 10年史
(平成18年6月～平成28年3月)

平成28年3月

官民競争入札等監理委員会事務局

目次

10年史の刊行にあたって	1
第1部 市場化テスト導入の経緯	2
1 背景	
2 公共サービス改革法の趣旨、基本理念	
(1) 法律の趣旨	
(2) 基本理念	
第2部 実績（法施行後9年間（平成18年～平成27年）の成果）	3
第1章 市場化テストの実施状況	3
1 基本方針見直しに関する意見募集	
2 対象事業の選定	
3 実施要項の作成	
4 事業の評価	
第2章 市場化テスト導入の効果	5
1 民間の創意工夫による質の維持向上	
2 経費の削減	
3 人員の削減・再配置等	
4 新たな市場の開放	
第3部 国における公共サービス改革の経緯	9
第1章 第1期（平成18年度～平成20年度）	9
第1節 事業選定	9
1 公共サービス改革基本方針の策定・改定	
2 法の特例（特定公共サービス）	
3 スコアカードの公表による府省の取組促進	
第2節 実施要項の審議	10
1 入札監理小委員会における審議	
2 指針の策定	
3 意見募集	
4 国民各層との対話の実施	
第2章 第2期（平成21年度～平成23年度）	11
1 公共サービス改革法の5年見直し・施行状況における検討について	
2 公共サービス改革法の運用における改善措置	12
(1) 事業選定方針、プロセスの明確化	
(2) 官民競争入札の事業選定プロセス	

(3) 民間提案の活性化	
(4) 業務フロー・コスト分析及び情報開示の推進	
(5) 総合評価落札方式の基準・指標の明確化	
(6) 総合評価落札方式以外の落札者の決定方式の適用	
(7) 実施要項の標準例、評価マニュアル等の整備	
(8) 入札監理小委員会における審議の効率化	
(9) 改革の有効性を確保する新プロセスの検討	
第3章 第3期（平成24年度～平成26年度）	15
第1節 対象事業の選定と業務改善の促進	15
1 概説	15
(1) 事業選定の改善に向けた取組	
(2) 対象事業の選定と改善要請の状況	
(3) 民間事業者との意見交換	
2 市場化テストの対象規模の目安に関する検討	17
(1) トータルコスト分析の実施	
(2) トータルコスト分析の結果	
(3) トータルコスト分析結果の活用	
3 分科会における公開ヒアリング	18
4 改善要請とその効果	18
(1) 改善要請実施の経緯	
(2) 国の行政機関等の取組状況のフォローアップと改善効果	
5 業務フロー・コスト分析の実施	19
(1) 業務フロー・コスト分析実施の目的	
(2) 業務フロー・コスト分析の位置付けの変遷	
(3) 業務フロー・コスト分析の実施状況	
第2節 審議効率化の取組	20
1 実施要項作成の効率化	
2 入札監理小委員会の効率化	
第3節 事業評価の取組	21
1 新プロセスの運用	
2 市場化テスト終了プロセスの運用	
第4章 第4期（平成27年度）	22
1 総務省への移管	
2 事業選定在り方の見直し	
第4部 地域における公共サービス改革の経緯	23
第1章 第1期（平成18年度～平成20年度）	23
1 法律の特例の整備、法令解釈の明確化等	

2	地方公共団体との情報交換の場の設定	
3	地方公共団体における市場化テストの検討・実施状況	
第2章	第2期（平成21年度～平成23年度）	26
1	法特例の活用等による窓口業務の委託に関する整理	
2	広義の市場化テストの事例展開	
3	公金債権回収の民間委託の推進に向けた取組	
第3章	第3期（平成24年度～平成26年度）	27
第1節	地方公共団体の市場化テスト（実績と傾向）	
1	地方公共団体における市場化テストの実施状況	
2	現行法の下での窓口業務の民間委託について	
第2節	公金の債権回収	
1	地方公共団体における公金債権回収の調査検討	
2	公金の債権回収業務に関する法務研修の実施	
第3節	適正な請負（委託）事業の推進	
第4章	第4期（平成27年度）	29
1	公金債権回収に関する研究会等の開催	
2	窓口業務の民間委託推進に向けた取組	

参考資料

- 1 年表・市場化テストの経緯
- 2-1 平成27年度官民競争入札等監理委員会委員名簿
- 2-2 本委員会委員在任期間
- 2-3 平成27年度専門委員名簿
- 2-4 官民競争入札等監理委員会組織図
- 2-5 歴代官民競争入札等監理委員会委員長・委員長代理・事務局長名簿
- 3 官民競争入札等監理委員会・専門委員会の開催実績
- 4 官民競争入札等対象事業一覧
- 5 監理委員会委員・専門委員からの意見概要
- 6 法に基づく事業の実施状況
- 7 委託調査実績

10年史の刊行にあたって

平成18年に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）が成立し、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）が創設されてから、本年は10年目に当たる。

この間、監理委員会においては、市場化テスト（官民競争入札・民間競争入札）実施のため精力的に活動し、法の趣旨である「より良質かつ低廉な公共サービスを実現」（法第3条）達成のため、様々な取組を行ってきた。

しかし、今日までの歩みは決して平坦ではなく、様々な課題に直面し、その都度解決を図りつつ公共サービスの改革に取り組んできたところである。

本書は、官民競争入札等監理委員会の創設から十年の節目を迎えるとともに、平成28年4月1日に総務省に移管されることから、これまでの内閣府における監理委員会の取組をまとめることにより、この間の公共サービス改革がどのような経過をたどって発展してきたのかを明らかにし、今後の一層の発展に資することを目的としている。

その他、3年ごとに監理委員会の取組の詳細については、「公共サービス改革報告書」として公表しているので参照されたい。

平成28年3月 内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局長
公共サービス改革推進室長
小野 稔

第1部 市場化テスト導入の経緯

1 背景

国及び地方の財政が厳しい状況下、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し、行政部門の徹底した効率化、経費削減を通じた「簡素で効率的な政府」を実現することは、国および地方を通じ、我が国全体にとって喫緊かつ最重要課題の1つとなっていた。

他方、社会の成熟につれて、国民の公共サービスに対する要望は以前にも増して高くなっており、このような要望に限られた財源で対応するためには、「バリュー・フォー・マネー」の視点から、投下した資金（＝税金）に見合った公共サービスの提供を行うように、公共サービスの提供の在り方を見直すことが求められた。

こうした問題を解決するため、業務のアウトソーシング、事業の民営化、PFI、指定管理者制度等の各制度が導入され、質の維持向上や経費の削減に一定の効果をあげてきたものの、対象分野が限定的なことや法律の規制等の制約もあり、横断的な公共サービスの改革を実施するうえでは不十分な点があった。

そうしたなか、平成15年12月22日総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」において、「市場化テスト Market Testing の導入について調査・研究を行うべき」と提言されるなど、我が国における市場化テストの導入の機運が高まった。

平成17年は検討が加速し、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）においては市場化テストの本格導入に向けた法的枠組みも含めた制度の整備の検討、平成17年度に試行的に導入するモデル事業（ハローワーク関連、社会保険庁関連、行刑施設関連など3分野8事業）について規定された。以降、同年4月1日に市場化テスト推進室設置を設置、同年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、公共サービスの維持向上・経費削減等に資するよう公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）を平成17年度中に国会に提出するべく、速やかに準備することが規定された。

そして平成18年5月26日に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」成立、同年7月7日 公共サービス改革法の施行官民競争入札等監視委員会、官民競争入札等監視委員会事務局・公共サービス改革推進室を設置し、現在に至っている。（経緯の詳細は、参考資料1・年表・市場化テストの経緯を参照）。

2 公共サービス改革法の趣旨、基本理念

(1) 法律の趣旨

公共サービス改革法（法第1条）では、公共サービスに関して、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札（市場化テスト）に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施することとされている。

すなわち、本法律の目的は、「民間にできるものは民間に」という構造改革を具体化するために、公共サービスを不断に見直し、

○ 公共サービスの質の維持向上

○ 経費の削減

をともに実現することとすることができる。

したがって、公共サービス改革法は、民間の創意工夫を生かすことにより、限られた財源の中で公共サービスの質を向上させることを目的とする法制度といえる。

具体的には、従来、官がその大部分を担ってきた公共サービスの実施について、官と民が対等に競争し、質及び価格の両面で最も優れた者にそのサービスの実施を担わせる仕組みである「官民競争入札」制度の導入等、公共サービスを不断に見直ししていくための各般の措置を規定している。

(2) 基本理念

基本理念については、法3条に規定されているところ、以下の2点に要約される。

○ 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行う。

○ 見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止する。

すなわち、官民競争入札等だけでなく、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行うことを通じ、国の行政機関等又は地方公共団体の責任において行う必要がない業務については、廃止することも規定し、不要な業務の廃止により、経費を削減し、より必要性の高い公共サービスへ官側の人的資源等を集中することをも視野に入れているところである。

第2部 実績（法施行後の成果（平成18年～平成27年））

第1章 市場化テストの実施状況

監理委員会は、公共サービス改革法施行後、様々な市場化テストに関する取組を推進してきた。各取組における実施状況は以下のとおりである。

<図表1：公共サービス改革法施行後における市場化テストの実施状況（平成18年～平成27年）>

基本方針見直しに関する 意見募集			対象事業の 選定	実施要項の 作成	事業の評価			
国	地方	計			終了プロセス	新プロセス	継続	計
296 件	150 件	446 件	347 事業	256 事業	36 事業	49 事業	61 事業	146 事業

1 基本方針見直しに関する意見募集

内閣総理大臣は、基本方針の見直しに当たって、民間事業者等から、市場化テストの対象とすべき業務等について意見を募集することとなっている。

これまで 11 回にわたって意見募集を行った結果、国の行政機関等の公共サービスに関する意見が 296 件、地方公共団体の公共サービスに関する意見が 150 件、合計 446 件の意見が寄せられた。提出された意見については、関係する国の行政機関等からの回答を踏まえた上で、監理委員会において検討を行い、必要に応じて基本方針に反映してきた。

2 対象事業の選定

監理委員会は、平成 18 年 7 月の発足以来、重点分野について分科会を設け、国の行政機関等に対する公開ヒアリングを行うなど、対象事業の拡大に努めてきた。平成 23 年度の事業選定からは、事業選定のプロセスを明確化したことにより、より一層効率的かつ効果的に選定作業を進めている。

平成 27 年 7 月の基本方針の策定により、これまでに市場化テストの導入を決定した事業数は合計 347 事業となった。その対象となった公共サービスは、施設管理、研修、統計調査、窓口、公物管理、試験、徴収、行政情報ネットワークシステム関連業務などの幅広い分野にわたっている。

3 実施要項の作成

実施要項は、国の行政機関等が作成した案に基づき、監理委員会で審議を行い、議了することにより確定することとなる。実施要項案に関する審議では、入札監理小委員会を中心として、入札の競争性を実質的に確保しつつ、民間事業者の創意工夫の反映により、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するという観点から議論を重ねている。

4 事業の評価

内閣総理大臣による事業の評価は、対象公共サービスの実施状況を踏まえて内閣総理大臣が作成した事業の評価案について、監理委員会が議了することにより確定することとなる。

事業の評価においては、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直すこととなるが、平成 24 年度の評価案審議からは新プロセスの運用を開始し、平成 26 年度の評価案審議からは市場化テスト終了プロセスの運用を開始した。

平成 27 年 7 月の基本方針策定時点では、既に実施要項が策定された 256 事業のうち 146 事業について評価案を議了した。このうち、良好な実施結果が得られたなどとして、市場化テスト終了プロセスに移行した事業は 36 事業、新プロセスに移行した事業は 49 事業となった。

第2章 市場化テスト導入の効果

市場化テストは、競争環境を作り出すことにより、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を目指すものであるが、その実施に伴う効果について、①民間の創意工夫による質の維持向上、②経費の削減、③人員の削減・再配置等、④新たな市場の開放という4つの観点から整理した。

1 民間の創意工夫による質の維持向上

市場化テストにおける事業の評価では、確保されるべき対象公共サービスの質について、実施要項で定められた目標の達成状況を確認することに加え、民間事業者が創意工夫を発揮して公共サービスの質を高めた取組も整理している。

これまでに評価を行った事業について確認したところ、対象公共サービスの質については、ほぼ全ての事業で目標が達成されており、さらに、民間事業者の創意工夫による業務改善の取組も数多く実施されている。下記はその例である。

<図表2：事業分野別の創意工夫の事例>

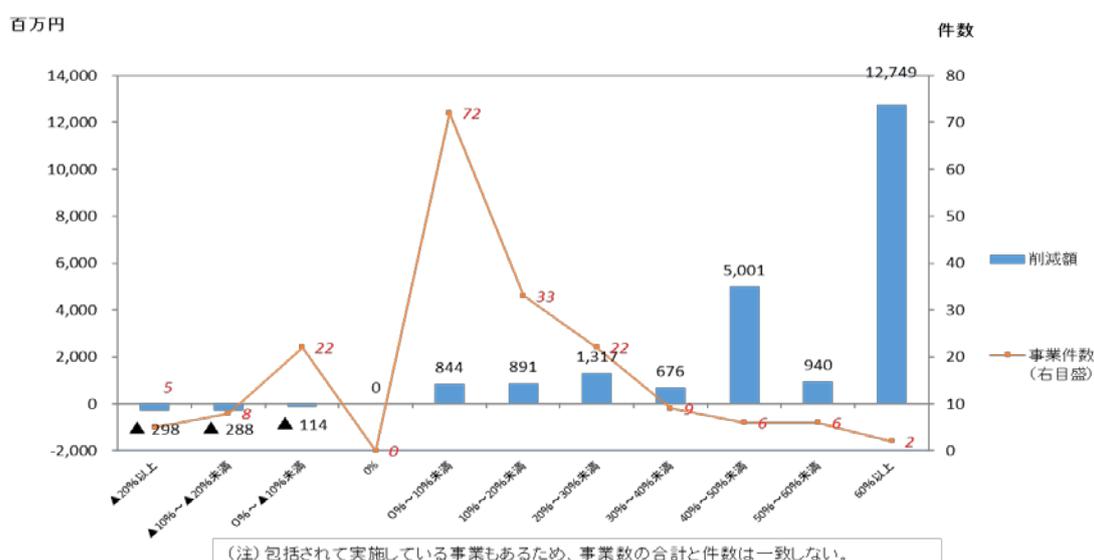
		具体的な事例	分野
(1) 業務の効率化に向けた取組	ア 情報システムの活用	・備品・消耗品情報のデータベース化による適切な在庫管理、備品等の速やかな補充 ・オンライン調査の導入によるデータ入力や個票審査の効率化(入力画面上に自動審査システムを構築し、入力ミスの未然防止) ・オンラインシステムからの回収期日前の事前通知(メール)による督促業務の減少 ・調査票にバーコードを付与し、調査票の受付・管理の効率化 ・独自に開発したプログラムにより、未記入や誤記入の個票の自動チェック ・自社の企業情報データベース等を利用した調査対象企業名簿の修正により、その後の業務の効率化(有効回答率の向上にも寄与)	施設 統計
		・マークシートの読み取りについて、高速で正確性の高いOMR装置の活用やチェック欄の形状の変更により、読み取り精度の向上 ・答案データと願書データ、出欠データとの整合性チェックのシステム化により、データ修正期間の短縮	試験
	イ 情報システム以外の手法	・オンライン提出の積極的な働きかけにより、一律に配布していた申告書の配付数削減によるコストダウン ・訪問調査に限定せず、FAXや郵送による調査票の回収など、調査客体の要望に応じつつ効率的な方法の導入 ・調査票の記入要領を4色刷りに変更するなど、配布資料の構成の見直しによる誤記入の防止 ・調査依頼状への「よくある質問と回答」の記載により、問合せ件数の削減 ・提出期限直前にリマインダー封書を公印付きで発送することにより、回収率を効果的に向上	統計
	(2) 業務内容の充実に向けた取組	ア 利便性・快適性の向上	・レイアウト、各種掲示物、案内標識等の改善 ・利用者向けガイダンスの実施や配架資料の分類の統一による資料検索の利便性の向上 ・女性警備員の増員により、女性不審者への対応や女性用トイレの巡回など、男性職員ではケアしづらい部分の対応に配慮
・チームビルディング(価値観や能力の違う人が混在する組織を一つにまとめる手法)の発想を取り入れた野外訓練等、研修の目的を踏まえた新たなプログラムの導入 ・外国人向けのサービスとして、外国語による申請書等の記載例や提出書類の案内の作成 ・ウェブサイトのコンテンツ刷新による操作性の向上、登録情報を一時保存できる機能等、利用者が使いやすい機能の追加			研修 窓口 システム
イ 迅速・適切な対応		・様々なイベント等の企画・実施 (花壇等の充実による花を楽しむ期間と場所の拡大、家族連れ向けの遊具等の貸出サービスの充実、四季やその土地の特性を活かしたイベント・プログラムの企画・実施、地元食材を活用したメニューの提供によるレストラン等の収益施設の運営方法の改善、施設利用のポイント制導入によるリピーターの確保等) ・夏の暑さ対策の実施(仮設の休憩所、ミストシャワー、冷水器の設置等)	公物(公園管理)
		・社会貢献作業の実施による達成感の醸成、農業科やネイリスト科の設置など職業訓練の内容の充実化による就労支援の強化	その他
ウ 広報の強化	・総括管理者と各業務の担当者が一堂に会する委員会の設置(各業務の横断的な連携、クレーム処理への一体的な対応) ・各種マニュアル等の作成や適切な研修による電話対応の統一性の確保 ・社内教育やQ&A集の充実によるヘルプデスクの回答時間の短縮 ・業務マニュアルの作成、トラブル事例についてのノウハウの蓄積と共有	施設 窓口 システム 徴収	
	・新規広告媒体の開拓、大手マスコミへのプレスリリース、教員向けの媒体(社会科見学等での利用を想定)など広報効果の高い媒体での集中的な広報 ・近隣で実施されている認知度の高いイベント・事業との連携 ・受講者募集に向けた無料セミナーの開催 ・購入した企業情報を基に、未受講企業に対するダイレクトメールの送付 ・納付義務者に対する申告・納付説明会の実施 ・企業CSR活動や企業協賛イベントの誘致等による参加型の公園運営	施設(集客施設) 研修 徴収 公物(公園管理)	

2 経費の削減

平成 27 年 3 月までに市場化テストを実施した事業のうち、従前と比較可能な 188 事業について、市場化テストの導入前に要した経費と導入後の実施経費を比較すると、各事業における単年度当たりの削減額の合計では約 217 億円、削減率では約 28% という削減効果を上げている¹。

<図表 3：対象公共サービスに係る経費削減効果（単年度換算）>

市場化テスト実施前	市場化テスト実施後	削減額
約 770 億円	約 553 億円	約 217 億円



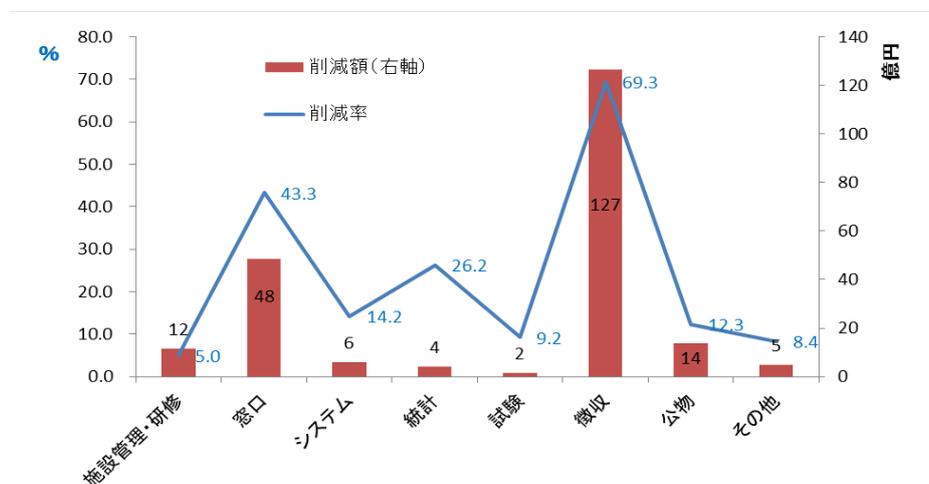
<図表 4：経費削減率に対する削減額及び事業件数の分布>

また、事業分野別²に経費削減効果を見ると、徴収業務の削減額が 127 億円、削減率が 69.3% と最も高く、次いで、窓口業務の 48 億円、削減率 43.3%、公物管理業務の 14 億円、削減率 12.3%、施設管理・研修業務の 12 億円、削減率 5.0%、情報システム関連業務の 6 億円、削減率 14.2% と続いている。

¹ 削減額とは、市場化テストの導入前に要した経費（国の行政機関等が実施していた事業では人件費及び委託費など、既に民間事業者へ委託していた事業では当該事業に係る委託費）と市場化テスト導入後の実施経費との差額をいう。契約期間が複数年の事業については、当該事業の実施経費を 1 年あたりに換算した上で、削減効果を算出している。

² 事業分野については、施設管理・研修業務、窓口業務、情報システム関連業務、統計調査業務、試験業務、徴収業務、公物管理業務、その他の 8 分野に分類し、分析を実施している。

<図表5：事業分野別の経費削減効果>



3 人員の削減・再配置等

平成27年3月までに市場化テストを実施した事業のうち、従前に国の行政機関等の職員が関わっていたものは43事業で、その担当職員は合計7,242人（このうち、常勤職員：2,370人、非常勤職員：4,872人）であった。

市場化テストの導入後については、従前の担当職員の約98%（7,116人）が定員削減、1.2%（90人）が他部署に配置転換されるなどしている。

<図表6：市場化テスト導入前後の担当職員の状況>

区分	職員全体		
		うち常勤職員	うち非常勤職員
市場化テスト導入前の人員	7,242人 (100.0%)	2,370人 (100.0%)	4,872人 (100.0%)
市場化テスト導入後の人員	定員削減	7,116人 (98.3%)	2,259人 (95.3%)
	配置転換	90人 (1.2%)	79人 (3.3%)
	その他	36人 (0.5%)	32人 (1.4%)

また、平成24年5月までに市場化テストを実施した事業について、市場化テスト導入前に当該事業に関わっていた国の行政機関等の職員の人件費は、約219億円（このうち、常勤職員が約137億円、非常勤職員が約82億円）となっている。

このうち、事業規模が大きく、削減効果の高い国民年金保険料収納事業及び登記簿等の公開に関する事務の2事業については、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に基づき、定員削減が図られたところであり、それに伴い、人件費約205億円（常勤職員約125億円、非常勤職員約80億円）が削減されている。

<図表7：人件費の削減効果>

(単位:約億円)

区 分	市場化テスト実施前				合計	実施後 委託費等	削減額	削減率
	委託費等	人件費						
		常勤	非常勤	計				
全101事業	349	137	82	219	568	364	204	約36%
純減計画に定められている年金・登記に関する事業	85	125	80	205	290	116	174	約60%
		(年金:1,007人) (登記:1,181人)						
上記以外の99事業	264	12	2	14	278	248	30	約11%

4 新たな市場の開放

市場化テストは、その導入により、民間事業者に対して新たな市場を開放するという側面を有している。これまでに新たな市場が開放された事業分野は、①国の行政機関等が自ら実施していた業務と、②特定の法人等が継続的に受注していた業務に大別することができる。

(1) 国の行政機関等が自ら実施していた業務

国民年金保険料収納事業、登記簿等の公開に関する事務、刑事施設の運営業務のように、これまで民間事業者による実施が認められていなかった業務については、公共サービス改革法に法令の特例を設けた上で、市場化テストを導入し、新たな市場として開放している。

また、それほど規模は大きくないものの、統計調査、研修、国家試験の実施等、国の行政機関等の職員が直接実施していた業務についても、市場化テストを導入することにより、民間開放を図っている。

このように、これまで国の行政機関等が独占していた事業分野について、市場化テストを導入することにより、競争環境を生み出し、民間の創意工夫が発揮される範囲を拡大することができた。

(2) 特定の法人等が継続的に受注していた業務

既に民間委託が行われている業務であっても、1者応札等により特定の公益法人や民間事業者等が継続的に受注しているなど、競争性が働いていないものについては、市場化テストを導入することにより、競争性の改善による新規参入の拡大を図るという形で、新たな市場の開放に努めてきた。

特定の法人等が継続的に受注していた業務は、様々な事業分野にわたっているが、それぞれの業務が置かれた状況に応じて、競争性を高める方策を実施した。具体的には、監理委員会の審議を通じて、一般競争入札（総合評価落札方式）への移行、契約期間の複数年化、入札参加資格要件の緩和、仕様書等の明確化、情報開示の拡充、十分な準備・引継期間の確保等を行うことにより、新たな事業者の参入を促した。

第3部 国における公共サービス改革の経緯

第1章 第1期（平成18年度～平成20年度）

第1節 事業選定

1 公共サービス改革基本方針の策定・改定

監理委員会は、平成18年7月に発足して以来、重点分野について分科会を設け、関係府省、民間企業等からのヒアリングを重ね、事業選定に取り組んできた。

第1期においては、監理委員会は、公共サービス改革基本方針の当初の策定と4回の改定についての審議を行い、官民競争入札等の導入を決定した事業数は、国と独立行政法人を合わせて82まで拡大した。

（現在も設置されている分科会）

- ・施設・研修等分科会
- ・公物管理等分科会

（統廃合された分科会）

- ・徴収分科会（平成21年12月24日以降は公共サービス改革小委員会において議論）
- ・ハローワーク等分科会（平成21年12月24日以降は公共サービス改革小委員会において議論）
- ・内部管理業務分科会（平成21年12月24日以降は公共サービス改革小委員会において議論）
- ・地方出先機関分科会（平成21年12月24日以降は施設・研修等分科会において議論）
- ・統計調査分科会（平成24年8月29日以降は施設・研修等分科会において議論）
- ・国立大学法人分科会（平成24年8月29日以降は施設・研修等分科会において議論）

2 法の特例（特定公共サービス）

公共サービス改革法には、これまでの法令では官でなければ実施できないものとされていた公共サービスについて、民間委託の途を拓くための特例規定を設けることとされている。このような特例規定の対象の追加も、公共サービス改革法を活用した取組の重要な柱の一つである。

これまでに対象となった特例は、以下の5事業となっている。

（1）ハローワーク関連業務

ハローワークの人材銀行事業、キャリア交流プラザ事業について、民間事業者による職業紹介事業の取扱い範囲を制限する職業安定法の規定を適用しないものとするため、職業安定法の特例を規定（第32条）。

（2）社会保険庁における国民年金保険料収納事業

国民年金保険料の納付請求業務について、弁護士以外の者であっても実施できるよう措置するとともに、実施に当たっての行為規制等を適用するため、国民年金法等の特例を規定（第33条）。

（3）登記事項証明書等の交付

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務について、民間事業者であっても実施できるよう措置するため、不動産登記法

等の特例を規定（第33条の2）。

（4）刑事施設の運營業務

構造改革特区の全国展開の一環として、刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札又は民間競争入札により行うことができることとする等の措置を講ずるため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例を規定（第33条の3）。

（5）地方公共団体の窓口業務

戸籍法等に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し等の業務について、地方公共団体の職員でなければ実施できなかったものを民間事業者であっても実施できるよう措置するため、戸籍法等の特例を規定（第34条）。

なお、対象公共サービスに関する横断的な特例事項としては、財政法の特例（第30条）及び国家公務員退職手当法の特例（第31条）が通則として同法に盛り込まれている。

なお、ハローワークの無料職業紹介事業を特定公共サービスに追加するための法改正案を平成20年通常国会に提出したものの、成立に至らなかった。（同年第170回国会において廃案）

3 スコアカードの公表による府省の取組促進

監理委員会では、関係府省の官民競争入札等に対する取組状況を評価するため、官民競争入札等に関する「スコアカード」を過去2回にわたり取りまとめ、公表した。

スコアカードの評価は、「官民競争入札等の導入実績」及び「官民競争入札等監理委員会の審議への対応に関する委員の評価」の2つの評価項目を設け、それぞれの項目について監理委員会として5段階（A～E）のスコアで評価を行った。

第2節 監理委員会での審議

1 入札監理小委員会における審議

監理委員会では、平成18年10月から平成21年4月末までの間に89回の入札監理小委員会を開催し、61件の実施要項を議了した。

2 指針の策定

実施要項の原案づくりを助けるため、入札監理小委員会では、実施要項に関する指針を策定・公表した。入札監理小委員会においては、その審議等を通じ、対象公共サービスの実施に関する知見を着実に深めており、その成果はそれぞれの実施要項の形で蓄積されるとともに、実施要項に関する指針及び情報開示に関する指針に関しても、更に充実すべき事項が明らかとなってきた。

このため、対象公共サービスを実施する国の行政機関等にとって、実施要項を策定する際の実務的な指針として機能するように、これまでの入札監理小委員会等での審議及び実施要項の蓄積を踏まえて適時適切に改訂を行った。

3 意見募集

(1) 情報公表

各年度の意見募集に先立ち、内閣府において情報公表の要請を受け付けたところ、通算76件の情報公表の要請があり、担当府省の回答を当室ホームページに掲載し公表した。

(2) 意見募集

内閣府において集中受付月間を設け、広報活動を行いながら、3回の意見募集を実施した（規制改革（特区及び全国規模の規制改革）と共同実施）ところ、民間事業者等から通算343件の意見（要望）の提出があった。

民間事業者等から要望のあった事項については、関係府省と調整し、監理委員会分科会において議論した上で、実現できる又は実現可能性のある要望事項については、公共サービス改革基本方針に反映した。第1期の間、閣議決定により選定された82事業のうち39事業は、意見提案があったものである。

4 国民各層との対話の実施

公共サービスの受益者である国民、公共サービスの担い手である地域の事業者・NPO、地方公共団体などから幅広く意見を頂くべく、監理委員会は、公共サービス総点検の一環として、平成20年5月以降、8名の有識者から集中ヒアリングを行うとともに、大阪府、岡山県、宮城県、高知県の計4府県において意見交換会を開催した。

第2章 第2期（平成21年度～平成23年度）

1 公共サービス改革法の5年見直し・施行状況における検討について

公共サービス改革法附則第2条において、「政府は、この法律の施行後5年以内に、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

公共サービス改革法の施行状況の検討にあたり、平成22年11月に官民競争入札等監理委員会（以下、監理委員会という。）の委員及び専門委員から意見・提案等を聴取し、その後公共サービス改革法の施行状況について論点整理を行った。

結果、検討課題及び方向性として、①事業選定、②民間提案の活性化・民間との連携、③入札・契約方式、④業務の効率化と有効性の向上、⑤特例法、地域における法の活用等の課題が挙げられた。

これらの課題に対し、必要な措置の検討を行い、第79回監理委員会（平成23年9月26日）において、「公共サービス改革法の施行に関する改善措置について」を決定した。

2 公共サービス改革法の運用における改善措置

(1) 事業選定方針、プロセスの明確化

これまでの事業選定は、各年度の状況に応じて対応したため、選定プロセスが必ずしも統一的に運用されていなかったことから、同プロセスをより明確化し、国の行政機関等に提示することとした。

さらに、事業選定に係る監理委員会の審議において、国の行政機関等が法に基づく入札を導入しない理由に合理性が認められない場合、公共サービス改革法第38条の監理委員会による勧告権が発動されることも念頭に置く必要がある旨、平成23年7月の基本方針に明記した。

これを受け、平成23年度の実業選定については、①「政府系公益法人の見直し」（平成23年7月12日内閣府公表）に係る取組と連携して、政府系公益法人が継続受注している事業について、契約の透明性、公正性及び競争性を高めるため、法に基づく入札の導入を求めたこと、②内閣府特命担当大臣（行政刷新）資料（平成21年12月10日第55回監理委員会）の範囲拡大として、行政情報ネットワークシステム関連業務について、前年度事業選定された国の同関連業務に引き続き、独立行政法人に対し法に基づく入札の一斉導入を求めたこと、③国の行政機関等に対し事業選定プロセスを明確化し、政務出席の公開ヒアリングや監理委員会による勧告等を選定方針やスケジュールに明示したこと（「公共サービス改革法の事業選定方針及びプロセスについて」（平成23年9月26日監理委員会）などにより、合計93事業（合計320億円）を新たに選定した。

(2) 官民競争入札の事業選定プロセス

官民競争入札は、国の実施機関にとって、当該業務に係る予算、人事配置を始め組織・定員の在り方に深く影響を与えるものであり、またその判断も自ら行うのではなく民間事業者との競争入札の結果に基づくことから、その導入に対し慎重にならざるえない傾向があることが、事業選定が進んでいない理由となっていると思料された。したがって、官民競争入札の対象組織・事業の選定プロセスの検討に当たっては、まず、各機関が実施している行政改革（組織・定員・業務見直し）の取組と連携させることが重要である。

また、事業者は官民競争入札の結果を見てから、職員の削減・再配置や民間委託のための予算措置等を行う必要があり、従来実施されてきている入札実施年度の翌年度に事業を実施する作業工程では予算や人事の調整が間に合わないと思定される。このため、入札実施年度の翌年度に予算措置・人事措置を行い、翌々年度から事業実施となるような入札・事業実施を提示していく必要がある。

この様な論点を踏まえ、平成23年度の官民競争入札の事業選定については、次の理由により、独立行政法人を対象に検討を進めた。

- ・ 中期目標や中期計画において、事業見直しの取組みとして積極的な民間委託の取組を明示している独立行政法人があったこと。
- ・ 複数年にわたる官民競争入札については、毎年度予算要求が必要な官庁よりも毎年度一定額の運営費が交付されている独立行政法人の方が予算を比較

的柔軟に運用できること。

(3) 民間提案の活性化

公共サービスの実施に当たり民間事業者の創意工夫がより一層発揮され、また、民間事業者の視点に立った事業選定が促進されるよう、民間事業者との意見交換の場を設けた。具体的には、平成23年6月18日及び9月1日に日本PFI協会と連携を図り、協会会員企業を参集し、公共サービス改革に関する情報公表要請、意見募集等について過去の具体例を交え、説明会を実施した。

その際、企業側から提出された公共サービス改革に係る意見等については、適宜、民間競争入札実施要項の標準例等に反映させた。

(4) 業務フロー・コスト分析及び情報開示の推進

国の行政機関等は、自らの業務がどのような流れでどの程度のコストをかけて実施されているかを明らかにし、業務の品質を維持向上させつつ、継続的に業務改善に取り組む必要がある。このような業務改善の観点から、官民競争入札等監理委員会の下に「業務フロー・コストの分析・情報開示に関するワーキンググループ」を設置し、現場の業務管理者が業務を分析する際の基本的な方針を検討し、民間で数多く行われている活動基準原価計算（Activity Based Management）の考えを基にした「業務フロー・コスト分析に係る手引きを策定した。

この手引きは、国の行政機関等の現場において実行可能な分析方法を重視するため、分析対象とした業務について一定の区分を設定し、区分ごとの業務量の調査・分析を行うことを基本的な分析方法としている。

一方、事業を官民競争入札等の対象公共サービスをとすることの適否の検討時は業務量のみならずコスト情報等を総合的に検討することが必要であり、事業選定時に監理委員会から業務フロー・コスト分析の実施を求められた場合の考え方を「官民競争入札等監理委員会から業務フロー・コスト分析の実施を求められた事業について」として整理した。

また、業務フロー・コスト分析結果を適切に開示し、民間事業者の入札参加の促進を図るために「実施要項における従来の実施状況に関する情報開示の指針」を改定した。

(5) 総合評価落札方式の基準・指標の明確化

総合評価落札方式の評価項目、配点等に関する運用が十分に整理されていない現状に鑑み、法に基づく入札における総合評価落札方式の実施状況を分析した上、評価項目や配点の基準・指標を定め、入札・契約の合理化、効率化を図り、各分野に共通の留意事項を「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」に、分野別の評価表の標準例を「実施要項の標準例」にそれぞれ反映し各府省等に周知した。

(6) 総合評価落札方式以外の落札者の決定方式の適用

法に基づく入札の対象事業として、調達の透明性や競争性に問題があるものなど多様な事業が選定され、その中には、事業実施のための技術が現状では未成熟で提案書の評価基準が技術的に設定困難なもの又は技術がある程度定型化し民

間事業者の創意工夫に大きな差が生じにくいものなど、総合評価落札方式以外の新たな落札者決定方式を適用する必要性、妥当性のある事業が含まれており、その対応が課題となっていた。

公共サービス改革法の規定では、落札者の決定について「対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法」及び「入札金額」の「書類の全てについてその評価を行う」としていることから、上記の課題に対応する新たな方式として、次の方式を採用することとした。

- ① 入札参加資格として、従来の必須項目及び加算項目に係る提案書を求め、審査に合格することを条件として規定（予決令第73条）。
- ② 入札参加資格として、実施府省が入札実施要項で定めた評価基準に基づき提案書を評価（適否判定）し、基準を満たすものを合格者とする。
- ③ ②の合格者による入札により、最低の価格をもって申込をした者を落札者として決定する（会計法第29条の6第1項）。

(7) 実施要項の標準例、評価マニュアル等の整備

実施府省等における実施要項案の作成の効率化、監理委員会における市場化テストのノウハウ蓄積、監理委員会の審議に資する観点から、ガイドラインやデータベースの整備を行った。

具体的には、公共サービスの質の設定、入札参加資格、落札者決定の評価基準、従来の実施状況の開示等、実施要項に記載が必要な各事項の構成や記載例、記載時に注意事項等をまとめた「実施要項の標準例」を整備（施設の管理・運営業務については改定、試験実施業務、統計調査業務については新規作成）し、実施要項作成の効率化を図った。

また、事業選定から実施要項の内容、入札の結果、事業評価までの一連の経緯が把握できる「実施事業ポイントシート」を事業毎に作成し、データベースを整備した。

市場化テスト事業における暴力団排除手続については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」に基づき実施してきたが、暴力団排除手続の実効性を確保しつつ民間事業者の入札参加を促す観点から平成24年7月に見直しを行い、これまで入札参加時に全ての入札参加者について、意見聴取を行っていたが、以降は、入札の開札後、落札者を決定する前に、落札予定者についてのみ行うこととする等を内容とする改定を行った。

(8) 入札監理小委員会における審議の効率化

対象公共サービスの増加に伴い、監理委員会、入札監理小委員会における実施要項案審議における審議効率化等のため、平成22年3月に審議回数を新規案件については原則2回、継続案件については原則1回とすることにした。

さらに、平成23年5月に、本年度の審議方針を定め、実施要項案及び事業の評価の審議の効率化及び審議内容の充実を図るため、可能な限り書面審議を活用するとともに、事前に審議資料を専門委員が審議する取組を試行的に導入した。

(9) 改革の有効性を確保する新プロセスの検討

平成 23 年 7 月の基本方針において、「監理委員会における実施要項案の審議を効率化するとともに、法に基づく入札により良好な実施結果が得られた一定の事業について、改革の有効性を確保しつつ、監理委員会の関与を軽減する等のプロセスの構築を進める」と規定されたことを受けて、新たなプロセス（新プロセス）を構築することとした。

第 3 章 第 3 期（平成 24 年度～平成 26 年度）

第 1 節 対象事業の選定と業務改善の促進

1 概説

第 3 期においても、事業選定にあたっては、より良質かつ低廉な公共サービスの実現を図るといふ公共サービス改革法の目的を見据えながら、効率的かつ効果的に選定作業を行うとともに、同法の目的から、公共サービスを市場化テストの対象とするだけでなく、国の行政機関等の自主的な取組を促すことで、より多くの事業について競争性等の改善を図ることも重要との観点から、以下の取組を実施した。

(1) 事業選定の改善に向けた取組

事業選定に当たって効率的かつ効果的に選定作業を進めるため、平成 24 年度基本方針への反映にむけた事業選定からは、具体的な事業選定方針及び選定作業のプロセスを明確化した上で、監理委員会が国の行政機関等に対して選定を促した（図表 8）。

また、競争性に課題がある事業等について、まずは国の行政機関等に対して自主的な改善を要請し、国の行政機関等の取組によっても課題が改善されなかった場合に、市場化テストの導入を求めることとし、競争性等の改善が行われる事業を拡大した。

さらに、業務フロー・コスト分析の対象事業を選定することによっても、国の行政機関等による自主的な業務改善の対象を拡大した。

このほか、事業選定に当たっては、分科会において国の行政機関等に対する公開ヒアリングを実施しているが、平成 26 年度からは、トータルコスト分析の結果を踏まえ、公開ヒアリングの対象となる事業規模の適正化により、審議の効率化も図った。

(2) 対象事業の選定と改善要請の状況

この 3 年間の選定事業数の推移については、平成 25 年 6 月の基本方針で 35 事業（事業規模約 89 億円）、平成 26 年 7 月の基本方針で 26 事業（同約 107 億円）、平成 27 年 7 月の基本方針で 17 事業（同約 74 億円）となっている。

また、次年度に向けて改善要請を行った事業数（契約件数）の推移については、平成 24 年度に 183 件（同約 652 億円）、平成 25 年度に 105 件（同約 865 億円）、平成 26 年度に 121 件（同約 843 億円）、平成 27 年度（12 月時点）に 86 事業（同約 359 億円）となっている（「4 改善要請とその効果」で詳述。）。

<図表9：選定事業数及び次年度に向けて改善を要請した事業等の推移>



※（括弧）内は、地域別に契約している等、内容が同一の事業を1事業とした事業数

2 市場化テストの対象規模の目安に関する検討

(1) トータルコスト分析の実施

市場化テストは、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るものであるが、このうち経費削減効果について、市場化テストの実施による追加コストを考慮に入れたとしても、削減効果が発揮されているかを検証するため、業務フロー・コストWGでは、平成25年度に、民間競争入札の実施に係る官側（内閣府及び各省等）の追加コストを把握するトータルコスト分析を実施した。

トータルコスト分析では、対象事業として施設管理、公物管理、統計の各分野から、新規に実施要項の作成又は事業評価を実施した事業を複数抽出し、各省等においては平成24年度に実施した事業、内閣府においては平成25年度に実施した事業について分析を行った。このように、トータルコスト分析は、これまで市場化テストを実施した全ての事業を整理したものではないものの、民間競争入札を実施する際に追加的に発生する行政コストのおおよその規模感を把握する上では効果的なものであった。

(2) トータルコスト分析の結果

トータルコスト分析の結果、新規に実施要項を作成してから事業評価を行うまでの間、官側に追加的に発生する行政コストは、約300万円程度と推計され、平成24年度及び25年度における1事業当たりの平均経費削減額約2千万円と比較すると、十分な経費削減効果が得られている。また、この分析結果は新規に実施要項を作成した場合であり、次期以降の入札においては、実施要項の作成等のコストが大

幅に低減することに留意する必要がある。

(3) トータルコスト分析結果の活用

市場化テストの実施による経費削減効果が比較的低い事業分野においても官側の追加コストを上回る削減効果を確保することができるよう、適正事業規模を算定すると、契約期間にかかわらず、1契約当たりおよそ1億円以上と推計される。

事業選定における対象事業の規模については、平成22年度から、公共サービス改革法の対象として選定された事業の契約期間及び規模の実績を勘案し、契約額が3年間で1億円以上のものを原則としているが、これに加え、平成26年度からは、公開ヒアリングの対象となる事業規模について、トータルコスト分析の結果を踏まえ、契約期間にかかわらず、1件当たり1億円以上（地域別に契約しているなど内容が同一の事業が存在するもの又は密接に連携している事業が存在しているものについては、その合計が1億円以上）のものを目安としている。

3 分科会における公開ヒアリング

国の行政機関等が事業選定方針に基づき適切に対象事業の選定を行わなかった場合のほか、基本方針別表に記載されていないながら、市場化テストの具体的な実施内容が確定していない場合や市場化テストの実施に課題が認められる場合等については、分科会において国の行政機関等に対する公開ヒアリングを実施している。

公開ヒアリングでは、事業内容を確認し、これまで国の行政機関等が取り組んできた入札改善の取組内容及び結果、市場化テストを導入できない理由、今後の改善の方向性等を聴取し、意見交換を行っている。

ヒアリングの結果、競争性の更なる向上により、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が図られることが期待できる事業については、市場化テストの導入を積極的に求めてきた。また、市場化テストの導入に至らなかった事業についても、その事業内容や事業を取り巻く環境等を踏まえ、自主的な改善につながるような具体的なアドバイスを行ってきた。

4 改善要請とその効果

(1) 改善要請実施の経緯

平成24年度基本方針への反映にむけた事業選定では、対象候補が多数となったため、監理委員会の審議の効率化と実質的な公共サービス改革の実現の観点から、競争性に課題がある事業等について、まずは国の行政機関等に対して自主的な改善を要請し、国の行政機関等の取組によっても課題が改善されなかった場合に、市場化テストの導入を求めることとした。このように、市場化テストという形式にとらわれず、国の行政機関等の自主的な取組を促すことで、より多くの事業について競争性等の改善を図ることが可能となるため、以降の事業選定においても改善要請を実施している。

(2) 国の行政機関等の取組状況のフォローアップと改善効果

国の行政機関等が実施した改善の取組については、改善を要請した翌年度以降、監理委員会がフォローアップを行い、自主的な改善内容及びその結果を確認している。

改善要請の結果、数多くの事業が競争性の改善、自主的選定、事業の見直しを行うなど、様々な改善につながっており、平成 23 年度に改善を要請した事業で約 7 割、平成 24 年度で約 6 割、平成 25 年度で約 4 割の事業に一定の効果が現れている状況である。一方、改善が図られていない事業については、分科会で公開ヒアリングを行うこととしている。

また、国の行政機関等が主体的に改善に取り組んでいくためには、監理委員会から改善のポイントを明確に示すことが重要となる。そこで、平成 25 年度以降の事業選定においては、改善のポイントを示したチェックリストを用い、国の行政機関等の取組状況を詳細に把握するとともに、改善のポイントの周知も併せて行っている。

公共サービス改革法の対象となる特殊法人については、平成 25 年度の事業選定において一斉点検を行ったが、その際、「できる限り経営の自主性と弾力性を認め、能率的経営を行わせる」という特殊法人の設立趣旨を踏まえながら、市場化テストの実施により一定程度の効果が確認されている事業分野について、自主的な改善を求めたところである。その結果、既に競争入札を実施している事業については、一般競争入札（総合評価落札方式）の導入、入札参加資格の見直し、民間事業者への意見聴取の実施、入札公告の前倒し、引継期間の確保、情報開示の拡充等が確認されるとともに、随意契約を実施している事業についても、業務の一部を切り出すことによる一般競争入札の導入の検討、契約金額を抑制するための取組等が確認されている。このように、特殊法人についても、監理委員会が改善の要請を行うことにより、自主的な改善が図られ、競争性等の改善に効果を発揮している。

5 業務フロー・コスト分析の実施

(1) 業務フロー・コスト分析実施の目的

前述のとおり、業務フロー・コスト分析は、国の行政機関等が、自らの事務・事業の見直しを行うために、業務の手順や経費について把握・分析する手法であり、業務フロー及びコスト構造の可視化により、暗黙知として認識していた課題を明らかにするなど、マネジメント側と現場側で同じ情報を共有することを通じて、各組織における自主的な業務改善を促進し、業務品質の向上及び効率化による経費削減に寄与するものである。

平成 25 年 8 月の監理委員会において「業務フロー・コスト分析に係る手引き」の見直しを行った際に、実施目的の明確化を図り、①国の行政機関等において自主的な分析の実施が求められること、②分科会の要請に基づき分析を実施した事業について改善措置が不十分な場合には、市場化テストの導入を求めることを明記した。

(2) 業務フロー・コスト分析の位置付けの変遷

業務フロー・コスト分析は、平成 22 年 7 月の基本方針で初めて位置付けられ、国民に対する適切な情報提供という観点から、各府省に対して、その実施が求められた。その後、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」の作成や業務フロー・コスト分析の試行を経て、平成 25 年 6 月の基本方針以降は、①業務フロー・コスト分析の実施を監理委員会から求められた場合、国の行政機関等が応じなければならないこと、②官民競争入札の対象は、業務フロー・コスト分析の結果、改善が見込まれる業務とすることが明確にされている。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、独立行政法人は、業務フロー・コスト分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な改善を図ることとされた。

(3) 業務フロー・コスト分析の実施状況

平成 24 年度においては、施設・研修等分科会の要請に基づき、国及び独立行政法人が 4 事業の業務フロー・コスト分析を実施した結果、それぞれの事業について業務改善が図られた。

平成 25 年度以降の事業選定では、業務フロー・コスト分析の対象事業に関する基本的な考え方を整理した上で、それに基づき、施設・研修等分科会において対象事業の候補を選定し、監理委員会から国の行政機関等に対して分析の実施を要請することとしている。

その結果、平成 24 年度は、国及び独立行政法人が 4 事業の分析を実施して業務改善を図り、平成 25 年度は同様に 6 事業について分析の実施を要請、平成 27 年 9 月に分析が終了、現時点においては平成 26 年に選定した 2 事業、平成 27 年に選定した 1 事業について分析が進行している。

第 2 節 審議効率化の取組

1 実施要項作成の効率化

監理委員会に蓄積されていく実施要項に関するノウハウを共有し、国の行政機関等における実施要項案の作成の効率化、ひいては監理委員会の審議の円滑化を図るという観点から、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」（以下「実施要項指針」という。）等の改定を行った。

平成 25 年 4 月の実施要項指針の改定に当たっては、必要に応じて労働保険・厚生年金保険料等の滞納がないことを入札参加資格とすることや、男女共同参画に対する取組を評価項目の例とすることなどを盛り込んだ。

平成 26 年 5 月での主な変更点としては、①業務開始の際の引継方法等の明確化、②税制度の変更等に伴う費用負担の明確化、③グループで入札参加した際の構成員の入札参加資格を必要最低限とすること、④必要に応じて税の滞納がないことを入札参加資格とすること、⑤対象公共サービスに関連する資料の積極的開示の明確化、⑥業務量の変動等による契約変更事由の明確化、⑦業務の一部を国で実施する旨の実施要項の変更を行う場合の取扱いの明確化などが挙げられる。

また、平成 27 年 3 月には、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方」を改定し、国の行政機関等が実施要項案の作成に当たり、従来の「実施要項案のチェックリスト」に代えて、競争性等の改善に特化した「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」を確認することとし、実施要項作成の更なる効率化を図った。

2 入札監理小委員会の効率化

対象公共サービスの増加に伴い、入札監理小委員会における実施要項案審議の更なる合理化を図る必要が生じたため、平成 25 年 3 月 29 日に「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方」を見直し、これまで 2 回審議としていた新規事業の審議回数を原則としてパブリックコメント前の 1 回とすることにした（継続事業については、従来どおり、原則としてパブリックコメント後の 1 回としている。）。また、平成 25 年 7 月には、入札監理小委員会の体制を 2 グループ制から 3 グループ制に移行して、審議体制の強化を図った。

このほか、入札監理小委員会における審議の効率化策として、平成 23 年度の審議では可能な限り書面審議を活用したところであるが、最初の審議を行う入札監理小委員会として、委員間での議論の重要性が再認識されたことから、平成 25 年度以降は限定的な利用にとどめている。

第 3 節 事業評価の取組

1 新プロセスの運用

競争の導入による公共サービスの改革を進める中で、市場化テストの対象事業が増大し、監理委員会の審議の効率化・重点化が必要となってきたため、良好な実施結果が得られた事業について監理委員会の関与を軽減する方策等を講ずることが課題となっていた。そこで、監理委員会では、審議の効率化等を図る観点も踏まえ、平成 24 年 4 月に「新プロセス運用に関する指針」を定め、監理委員会の関与を軽減し、国の行政機関等の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセス（以下「新プロセス」という。）を導入した。新プロセスの導入により、良好な実施結果が得られた事業については、実施要項及び評価に関する手続の簡素化等を行うことが可能となった。

新プロセスへの移回事業数については、導入当初の平成 24 年度は 7 事業であったが、その後は着実に増加しており、平成 25 年度は 15 事業、平成 26 年度は 10 事業、平成 27 年 7 月時点は 17 事業が新プロセスに移行し、審議の効率化が図られることとなった（図表 10 参照）。

2 市場化テスト終了プロセスの運用

新プロセスの運用を踏まえ、監理委員会の審議の更なる効率化を図る観点から、一定の基準の下、良好な実施結果が得られた事業等については、公共サービス改革法の対象から外し、各府省等における自主的な運用に委ねるための手続についても

検討する必要が生じた。そこで、平成 25 年 6 月の基本方針において、「対象公共サービスの増加に伴い、監理委員会における審議等の効率化を図る必要性が高まっている状況を踏まえ、監理委員会は更なる効率化に向けた検討を進める」と規定されたことを受けて、対象公共サービスを公共サービス改革法の対象から外し、国の行政機関等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス（以下「市場化テスト終了プロセス」という。）を設けることとした。

具体的には、平成 26 年 3 月 19 日に「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」を定め、良好な実施結果が得られた事業及び市場化テスト継続の必要性がない事業（市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業）について、市場化テストを終了することを可能とした。

市場化テスト終了プロセスについては、平成 26 年度の評価案審議から導入したが、平成 26 年度は 20 事業、平成 27 年 7 月時点は 16 事業が市場化テスト終了プロセスに移行することとなった。その大部分は、良好な実施結果が得られた事業として市場化テストを終了したものであり、市場化テスト継続の必要性がない事業としたものは 5 事業である。

<図表 10：新プロセス及び終了プロセスへの移回事業数>

年度	新プロセス移回事業数	終了プロセス移回事業数
平成 24 年度	7	—
平成 25 年度	15	—
平成 26 年度	10	20 (1)
平成 27 年度	17	16 (4)

(注 1) 平成 27 年度については、平成 27 年 7 月の基本方針策定時点。

(注 2) 括弧書きは、市場化テスト継続の必要性がない事業として市場化テストを終了した事業数で、内数である。

第 4 章 第 4 期（平成 27 年度）

1 総務省への移管

近年、重要な政策課題が、内閣官房・内閣府で処理されるケースが増えたことで、その肥大化や非効率化を招き、かえって内閣総理大臣が強力なリーダーシップを発揮し、内閣としてその時々々の国政の重要課題に戦略的に対応していく上で、支障を来しつつあることも指摘されるようになっており、内閣官房・内閣府の業務を見直し、できるだけ組織を効率的なものとするのが求められてきた。

こうした状況を踏まえ、内閣の重要政策について、内閣官房・内閣府が政策の方向付けに専念し、個別の行政課題により精通した各省等が中心となって強力かつきめ細かく政策を推進することができるよう、内閣官房から内閣府、内閣府から各省等に一部の事務を移管するとともに、各省等に総合調整権限等を付与することにより、国の行政機関が全体としてその機能を最大限に発揮できるようにするため、第 189 回国会において「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のた

めの国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第66号）が可決・成立した。

同法律を受けて、当委員会は平成28年4月1日に総務省に移管されることとなった。

2 事業選定在り方の見直し

民間競争入札に係る市場化テストの対象事業選定に当たっては、個々の契約の状況（主として競争性の確保の状況）を確認することが必要である。他方、全ての機関の全ての契約について詳細に調査することは現実的ではない。

そこで、従前は公表されている資料（具体的には行政事業レビューシート）から競争性等に課題があると指摘されている事業を抽出し、その事業に係る契約の状況に関する資料を個別に各省等から取り寄せ、契約の状況を確認し、対象事業の選定を行ってきたところ、この事業選定については、平成22年より取り組んできている中で、一定の整理が進んだこともあり、選定事業数が頭打ちになってきている状況が認められた。

こうした状況を踏まえ、平成28年より、監理委員会において今後の事業選定のあり方について抜本的に見直すための検討を行うこととしている。

第4部 地域における公共サービス改革

第1章 第1期（平成18年度～平成20年度）

公共サービスの改革は、国の機関にとどまらず、地方公共団体にとっても重要な課題であることは言をまたない。

公共サービス改革法第4条第2項では、「国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする。」と規定されている。

監理委員会は、地方公共団体の取組の支援を重要なテーマとして位置づけ、法律の特例の整備、解釈の明確化、情報交換の場の提供等、以下に挙げるような取組を行った。（なお、公共サービス改革法は、地方公共団体に対して市場化テストの実施を義務付けておらず、その実施は地方公共団体ごとの自主的な判断に委ねられている（法第5条参照））。

1 法律の特例の整備、法令解釈の明確化等

公共サービス改革法第34条では、次に掲げる地方公共団体関連の窓口5業務について特例を設けていた（なお、公共サービス改革法成立時に規定されていた「外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し」については、外国人登録制度の廃止に伴い、特例から削除されている。）。

- ① 戸籍謄本等の交付の請求の受付及び引渡し
- ② 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し

- ③ 住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し
- ④ 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- ⑤ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し

また、公共サービス改革法における特例のほか、内閣府は、市町村の主な窓口業務について、市町村の適切な管理の下にあれば、現行法上、申請の受付、文書の引渡しに加え、端末操作、台帳への記載、書類の作成などを民間委託できることを整理した通知「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」（平成20年1月17日付け内閣府公共サービス改革推進室通知。以下「20年通知」という。）を発出した（なお、審査・決定については、引き続き公務員が行うこととされている。）。

さらに、窓口関連業務を含む地方公共団体の業務について、以下に示すような事項を公共サービス改革基本方針に盛り込み、担当府省からの周知を行った。

<公共サービス改革基本方針における決定事項>

地方公共団体関係業務	内 容
1. 窓口関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6つの文書（住民票の写し、戸籍謄本など）の交付について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務を、市場化テストにより民間委託できるよう、公共サービス改革法に「法律の特例」（特定公共サービス）を創設 ○ 都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付等について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務を民間委託できることを明確化 ○ 登録・届出及びこれに伴う証明書の交付など24事項について、市町村の適切な管理の下においては、申請の受付、文書の引渡しに加え、台帳への記載、証明書の作成等に関する事務についても民間委託できることを明確化
2. 徴収関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の公金の徴収関連業務（電話・文書等による自主的納付の勧奨、居所不明者の住所の調査業務等）について、民間委託を行うことができる範囲の明確化や先進事例の周知を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①地方税、②国民健康保険料等、③公営住宅の滞納家賃、④公立病院の医業未収金
3. 公物管理関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の施設の維持管理業務について、地方公共団体の判断に基づき円滑・適切な民間委託が実施できるよう、手引きの作成・公表、先進事例の周知などを実施 <ul style="list-style-type: none"> ①水道施設、②工業用水道施設、③下水道関連施設
4. 統計調査関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する以下の統計調査関連業務について、民間開放を推進 <ul style="list-style-type: none"> ①総務省所管の指定統計調査（科学技術研究調査を除く） ②文部科学省所管の指定統計調査

2 地方公共団体との情報交換の場の設定

地方公共団体における公共サービス改革が円滑に進むよう、監理委員会地方公共サービス部会（平成21年12月に地方公共サービス小委員会へ改組）では、平成18年度以降、各専門委員と、地方公共団体担当者との情報交換の場（研究会）を設け、公共サービス改革推進上の課題等についての検討、論点整理を進めた。

この研究会では、市場化テストに取り組む地方公共団体の先進事例を取り上げ、平成19年度及び平成20年度の研究結果について、報告書として取りまとめるとともに概要版（「市場化テスト推進の手引き」）を作成し、各種セミナー、講演、研修会、ホームページなどで周知を図った。

3 地方公共団体における市場化テストの検討・実施状況

窓口業務を始めとした法令解釈の明確化など地方公共団体の公共サービス改革にかかる環境整備を進めた結果、各地方公共団体においては、それぞれの行財政改革計画等の中で市場化テストの導入についての検討を位置付けるなど、市場化テストの導入に向けた動きが活性化していた。

以下、地方公共団体において検討・実施された市場化テストの一例を挙げる（現在では実施されていないものも含む。）。

<これまでに地方公共団体が検討又は実施した市場化テストの事例>

① 法に基づく市場化テスト

- ・北海道由仁町（三川支所窓口業務）（官民競争入札）
- ・長野県南牧村（野辺山出張所窓口業務）（民間競争入札）

② 官民競争型市場化テスト

（公共サービス改革法（第3章第3節）に示す手続を参考に、官民競争入札を実施した事例）

- ・東京都（都立技術専門学校における求職者向け公共職業訓練業務）
- ・愛知県（県自治研修所職員研修業務、県旅券センター旅券申請窓口等）
- ・和歌山県（県庁南別館管理運営業務）
- ・岡山県（職員公舎等管理業務）
- ・岩手県奥州市（水道止水栓開閉栓業務）
- ・岡山県倉敷市（車両維持管理業務）

③ 民間提案型市場化テスト

（公共サービス改革法を参考に、「自治体版市場化テスト」として民間提案によって担い手の見直しを行い、市場化テストを実施又は決定している事例）

- ・北海道（旅券業務）
- ・大阪府（職員研修業務、自動車税コールセンター等業務、建設業許可申請の受付等業務等）
- ・熊本県（くまもと県民交流館・NPO活動支援業務、県立農業大学校給食委託事業等）

<参考>

総務省の「地方行革の取組状況」（平成20年10月31日公表）によると、市場化テストを平成20年までに導入又は導入検討中の地方公共団体は137団体である（対前年86団体増）。

第2章 第2期（平成21年度～平成23年度）

1 法特例の活用等による窓口業務の委託に関する整理

公共サービス改革法の特例を活用した窓口業務について、実施方針・実施要項等の標準例を作成し、法に基づく入札を実施しようとする地方公共団体の負担軽減を図った。

これを踏まえ、丸森町（宮城県）と神河町（兵庫県）が新たに法に基づく市場化テストを導入し、窓口業務の民間委託を実施するに至った。

2 広義の市場化テストの事例展開

地域の公共サービス改革の観点から、民間活用による行政課題の解決、民間活用の際に適正な委託関係の構築及び具体的な委託スキームの確立を図り、以下の取組をした。

すなわち、平成23年中には、内閣府のホームページにて「地域」サイトを拡充し、さらに、メールマガジンを配信することで、地方公共団体における民間委託等の先進事例について情報発信・共有を図った。さらに、同年には、東京と地方都市3か所にて、「地方公共団体との研究会」を開催し、より具体的な先進事例等の情報提供、意見交換を実施した。

ここでの検討を踏まえ、平成24年1月には、地方公共団体における労働法令上の留意点等をまとめた「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」を公表するとともに、平成24年2月には、公金債権回収業務についての概念整理及び民間委託のスキームについてまとめた手引き「『公金の債権回収業務』～官民連携に向けて～」を公表するに至った。さらに、地方公共団体の業務ノウハウを民間に移転するための手法について地方公共団体からアンケートをとり、その結果について、「行政が待つノウハウの効果的な移転についてのアンケート結果」として公表した。

3 公金債権回収の民間委託の推進に向けた取組

地方公共団体は、住民の福祉向上を図るために公共サービスを提供しており、その財源は、法令等に基づき住民が負担しているところ、そうした公金の債権回収が滞る事案が各地方公共団体において大きな課題となっていた。公金の債権回収業務が滞ることは、健全な公共サービスの提供に支障をきたすだけでなく、適切に納付している住民に対して公平性を欠くことから適当ではなく、対応策の検討が求められたところである。そこで、内閣府においては、「『公金の債権回収業務』～官民連携に向けて～」の公表を行うとともに、次のような取組を新たに進めることとなった。

すなわち、地方公共団体等からの要望等を踏まえ、公金債権回収の民間委託に係るパイロット事業が開始されることとなり、内閣府がその支援を行うこととなった。また、日本弁護士連合会の協力を得て、弁護士による地方公共団体向けの公金債権法務研修を実施した。

第3章 第3期（平成24年度～平成26年度）

これまでの地域の公共サービス改革に関する検討状況を踏まえ、平成24年度以降は、特に窓口業務と公金債権回収業務を中心に検討を進めてきた。

第1節 地方公共団体の市場化テスト（実績と傾向）

1 地方公共団体における法に基づく市場化テストの実施状況

監理委員会は、地方公共団体等の要望を踏まえ、法令解釈の明確化や先進事例の周知など、環境整備を図ってきたところであり、これらの取組を通じ、平成25年度からは、さらに箕面市（大阪府）においても市場化テストが実施された。

内閣府においては、地方公共団体における市場化テストが全国的な普及に至っていない状況にあることも踏まえ、市場化テストの導入促進を図られるよう、平成24年度に委託調査として「地方公共団体における市場化テストの導入推進のための調査」を実施し、地方公共団体において市場化テストが浸透していない現状の分析等を行った。また、平成26年度には、内閣府において、地方公共団体における市場化テスト導入の可能性等について更なる分析を行うため、市場化テスト実施中の6市町村へのヒアリングを実施した。この委託調査・ヒアリングを通じ、法に基づく市場化テストの導入障壁として、「合議制の機関」の設置が義務付けられていること（公共サービス改革法第47条1項）等が指摘されたところであるが、地方公共サービス小委員会では、これらの課題の整理を踏まえつつ、公共サービスの担い手となる民間事業者の育成という課題にも視野を広げながら、各課題を解消する手法等について検討を進めることとした。

2 現行法の下での窓口業務の民間委託について

20年通知の発出等により、市区町村における窓口業務の民間委託は広がりを見せているが、当該通知で委託可能と整理された窓口業務について、その後の法令改正等により業務内容の変更や廃止に至ったものも現れるようになったことから、民間委託の更なる推進を図るため、通知の改定の必要性が生じていた。そこで、法令改正による変更・廃止等を踏まえた業務内容の修正のほか、個別業務の民間委託の際の留意事項等に関して所管省庁から発出されている通知の最新状況の反映等を行い、平成27年6月4日付けで地方公共団体に向けて改定版を発出した。

第2節 公金の債権回収

1 地方公共団体における公金債権回収の調査検討

平成24年12月以降、地方公共サービス小委員会では、地方公共団体における公金債権回収について民間委託の活用により更なる促進を図るため、調査検討を行ってきた。

平成25年2月には、上記第2章3のパイロット事業を発展的に解消させる形で公金債権回収の民間委託を試行する地方公共団体（以下「試行自治体」という。）を募集し、選定された11団体につき内閣府が必要な支援を行いながら、民間委

託を通じた債権回収の取組状況や課題等の整理・検討を行った。また、平成 25 年度には委託調査として「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」を実施し、地方公共団体における先進的な取組等について事例収集を行い、課題等について分析した。

この間、地方公共サービス小委員会では 4 回の審議を行い、これらの調査結果を踏まえて、平成 26 年 3 月には「地方公共サービス小委委員会報告書」（以下「地方小委報告書」という。）を取りまとめた。地方小委報告書は、地方公共団体の公金債権について多額の滞納が発生している実情の下で、その解消のため、公金債権の確実かつ公平な徴収と生活困窮者に対する福祉的配慮という双方の要請に応えることを基本理念としつつ、民間委託の活用を提言している。

具体的には、公金債権回収の現状と課題等について分析を行った上で、今後の公金債権回収に当たって、各地方公共団体において早急に実施を検討すべき事項や当面の課題として検討すべき事項等を取りまとめている。また、公金債権回収業務の民間委託を導入する際に役立つよう、試行自治体における債権回収の実施状況や仕様書の実例のほか、民間委託に係る委託費用の実例を紹介するなど、豊富な資料の作成・公表に努めている。

また、内閣府では、地方小委報告書の活用を通じて、公金債権回収の民間委託がより一層促進するよう、平成 26 年度以降にその周知活動を実施した。

2 公金の債権回収業務に関する法務研修の実施

地方公共団体における公金債権回収の促進に寄与するべく、平成 24 年度から開始した弁護士による地方公共団体向け公金債権法務研修を引き続き実施した（平成 25 年度から平成 26 年度にかけては計 6 回開催）。なお、平成 26 年度の法務研修においては、地方小委報告書の概要説明も併せて行うこととし、特に東京会場及び愛知会場では、地方公共サービス小委員会からも主査等が出席して概要説明を行い、地方公共団体における公金債権回収及びその民間委託の促進を図った。

第 3 節 適正な請負（委託）事業の推進

内閣府では、地方公共団体が労働法令に抵触することなく、適正な請負（委託）契約に基づき各種業務の民間委託を推進できるよう、平成 24 年 1 月に「地方公共団体の適正な委託（請負）事業の推進の手引き」を公表したところであるが、受託者が実施した業務の未完成部分のやり直しを地方公共団体自らが行う旨を取り決めることについて、これを一切禁止するかのような記載があったため、平成 26 年 3 月に当該記載部分の改訂を行い、解釈の明確化を図った。

近年、特に地方公共団体における窓口業務の民間委託について、偽装請負の問題を指摘される例が度々見受けられたことから、当該手引きの改訂内容については、地方小委報告書でも紹介し、その周知を図った。

第4章 第4期（平成27年度）

平成27年度においては、これまで調査検討を進めてきた公金債権回収と窓口業務についてさらなる取組を行っている。

1 公金債権回収に関する研究会等の開催

公金債権回収については、弁護士による地方公共団体向け公金債権法務研修を引き続き開催するとともに（平成27年度においては2回開催）、新たに地方公共団体との研究会を開催した。全国から51団体の職員が参加した本研究会では、先行的に取組を進める地方公共団体から事例発表を行うとともに、公金債権回収における課題について民間の担い手からも発表を行い、さらに、各発表を踏まえた参加者による活発な意見交換も行われ、公金債権回収における取組事例や課題等の共有が図られた。

2 窓口業務の民間委託推進に向けた取組

窓口業務については、民間委託可能な範囲や民間委託における労働法令上の留意点等の整理を行ってきたが、その民間委託に当たっては、依然として次に挙げるような様々な課題が認識されている。すなわち、国が示した委託可能な業務範囲等について、具体的実務に即した整理まで至っておらず、業務ごと、地方公共団体ごとに試行錯誤しながら委託範囲を整理しているのが実態であること、またこれに伴い、いわゆる偽装請負問題が発生することなどが指摘されるとともに、作業手順や運用等が地方公共団体ごとにまちまちであり、ノウハウが組織的・体系的に共有されていないことなども指摘されている。

このような様々な課題が指摘される現状において、平成27年1月30日閣議決定の「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、地方公共団体からの提案を受け、窓口業務の民間委託に関する義務付け・枠付けの見直し等が図られるに至ったこと、さらに、同年6月30日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太の方針2015」）でも、歳出改革等の考え方として「公的サービスの産業化」が掲げられたことを受け、地方公共団体における窓口業務等の分野についてさらなる民間活用の推進に向けた取組を進めることとなった。

具体的には、地方公共サービス小委員会による関与のもと、平成28年度以降、窓口業務の現状確認や地方公共団体における民間委託の試行を進めつつ、①地方公共団体の規模に応じた作業手順や運用モデルの構築、②民間委託可能な範囲の具体的整理、③民間委託のための標準委託仕様書・業務マニュアルの整備を行うこととなっている。

参考資料

- 1 年表・市場化テストの経緯
- 2-1 平成27年度官民競争入札等監理委員会委員名簿
- 2-2 本委員会委員在任期間
- 2-3 平成27年度専門委員名簿
- 2-4 官民競争入札等監理委員会組織図
- 2-5 歴代官民競争入札等監理委員会委員長・委員長代理・事務局長名簿
- 3 官民競争入札等監理委員会・専門委員会の開催実績
- 4 官民競争入札等対象事業一覧
- 5 監理委員会委員・専門委員からの意見概要
- 6 法に基づく事業の実施状況
- 7 委託調査実績